

岐阜県公報

目 次

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課)

一

号 外 (七) 平 成 二 十 八 年 四 月 二 十 八 日

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二商工労働部の部新産業振興班の項中「新産業振興班」を「新産業・エネルギー振興班」に、「新産業振興課長」を「新産業・エネルギー振興課長」に改め、同項第一号中「新産業振興課」を「新産業・エネルギー振興課」に改め、同項第三号中「新産業振興課所管分」を削り、同項の次に次のように加える。

航空宇宙産業班	商工労働部 航空宇宙産業課長	テクノプラザエリア関連施設(航空宇宙産業課所管分)の災害対策及び連絡調整に関すること。
---------	-------------------	---

別表第二農政部の部農地整備班の項の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進班	農政部 農業担い手サミット推進事務局長	災害対策の応援に関すること。
--------------	------------------------	----------------

附 則

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年四月二十八日

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

平成二十八年四月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社